

陳情第141号	受理年月日	平成28年3月4日
付託委員会	保健病院委員会	
陳情者	八幡東区春の町四丁目2-22 北九州市生活と健康を守る会協議会 追加署名 H28.4.21 吉田 文弘 (署名 33件) 個人 133件 団体 1件	
件名	生活保護の申請受付体制の改善について	
要旨	<p>最後のセーフティーネットである生活保護制度は、理由のいかんを問わず生活に困窮する人が誰でも利用できる制度であり、申請は文書又は口頭ですることができ、それをもって調査及び保護等が開始される。</p> <p>この制度の目的を達成するためには、申請の機会がいつでも、全ての市民に対して開かれていることが必要である。かつて北九州市では、「ヤミの北九州方式」と言われた取り扱いが行われ、餓死者が続発する事態を招いたが、現在では一定程度改善されている。</p> <p>しかし最近、行政職員の削減や事務の見直し等が進められ、面接員が減らされたために、生活保護の申請窓口で長時間待たされることが多くなっている。</p> <p>また、生活保護を受けたいと口頭で伝えたり申請書を提出しても、受け付けた後の調査事項である本人の経歴や扶養義務者、職歴、家賃に関わる事項、収入・資産の状況などの確認が優先され、その後に申請意思を確認し申請を受け付ける状況が見られる。更に、「その事をはっきりしてから、電話して来てください。」と言われ、申請が不当に先延ばしされる事態も見られている。</p> <p>生活保護は適切な実施とあわせて迅速な対応が不可欠であり、このような対応はすべきではなく、これがまかり通れば違法というべきものとなる。</p> <p>については、次のとおり措置していただきたい。</p>	
	記	
	1 相談員及びケースワーカーを増員し、申請受付体制を整備・改善す	

(続 く)

ること。

2 予約した後に申請することを求める窓口の対応を改めること。

3 予約せずに訪れた相談者を長時間待たせる状況を解消すること。

4 困窮する市民に対して、申請を先延ばしさせる扱いを根絶すること。